

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 多面的機能支払交付金の活動の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる国の緊急事態宣言を受けて、**多面的機能支払交付金の活動においても感染拡大防止に最大限努める必要がある**ことから、活動における留意点を示します。

なお、本取扱いは、令和2年度における国の緊急事態宣言に示された期間（以下、自粛期間）を念頭に示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況は刻々と変化することから、各市町村や各組織において別途の方針を定めることを妨げるものではありません。

1 活動の実施について

- ① 新型コロナウイルス感染症対策本部より発出された基本的処理方針※では「**農業は継続の要請が求められる事業者**」とされており、これに基づいた対応を実施して下さい。
※ 『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』に係るURL は下記のとおり。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0411.pdf
- ② 自粛期間中は、**地域の営農に支障を及ぼさない範囲で、自粛期間後へ活動の延期**を検討して下さい。
- ③ 地域の営農の必要上、自粛期間中に活動を実施する場合は、「3 活動体制の工夫」を踏まえ実施して下さい。
- ④ **年間の活動体制を工夫することで**、計画した活動を自粛期間以外で実施できるよう、地域の実情を踏まえつつ、**令和2年度の中で**時期を調整して**活動できるように**努めて下さい。
- ⑤ 協働力深化加算の対象として、参加者数の8割以上の参加を予定していた活動が実施困難な場合は、2週に分ける等の複数回の分散開催により、合計人数を達成すれば実施と取り扱います。
- ⑥ やむを得ず令和2年度に予定した活動ができない場合は、活動期間内の後年度に振り替えを可能とします。（下記⑦は対象外）
- ⑦ **令和2年度が活動期間最終年度**で、5年間の活動要件に該当する活動（地域資源保全管理構想の作成、研修等）を実施する必要があるものについては、**活動体制を工夫して実施**して下さい。

2 活動の自粛判断について

- ① 活動自粛と認められる期間は、**国の緊急事態宣言に示された期間としますが、県や市町村の自粛要請が示された場合はいずれか長い期間**とします。
- ② 活動の自粛判断は、活動組織が判断するものとし、年間で令和2年度の活動の実施見込みが立たなくなった時点で、速やかに活動組織から市町村へ報告願います。

3 活動体制の工夫について

厚生労働省および各自治体から示されている新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、参加者の健康管理や予防対策に留意して活動を実施して下さい。

【具体例】

- ・参加者数を**抑制、分散**
- ・密閉空間となる屋内の会議等に替えて屋外の作業
- ・活動開始前に参加者申告による健康確認
- ・活動時や休憩時に参加者間で**必要な離隔を確保**
- ・感染拡大抑止に有効な資材の準備・装着等
- ・総会の書面議決による開催
- ・研修会や話し合いの代替えとなる資料配付・回覧・アンケート等

4 交付金の扱いについて

1) 返還について

新型コロナウイルスに係る活動の自粛に伴い、やむを得ず令和2年度の活動が実施できなかった場合は、実施要領第1の15の(1)返還の免責事由「自然災害その他やむを得ない理由」に該当する。

2) 持越しについて

翌年度への持ち越しは可能ですが、実績報告時に持越し金について翌年度の使途・予定時期を明らかにする必要があります。

ご不明な点は鳥取県、市町村及び農地・水・環境保全協議会の多面的機能支払交付金担当者へ問合せ下さい。

鳥取県農林水産部農地・水保全課 TEL 0857-26-7334
鳥取県農地・水・環境保全協議会 TEL 0857-38-9500